

熊本再春荘病院倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本再春荘病院（以下「病院」という。）に所属する職員が行う人間を直接対象とした医学研究及び医療行為について、ヘルシンキ宣言（1964年採択、1975年東京改正、1983年ベニス総会改正）の趣旨を尊重して審議し、倫理的配慮を図って適正に行われることを目的とする。

(審議対象)

第2条 この規程による委員会の任務は、医の倫理のあり方についての必要事項を調査・検討し審議するとともに、当院の職員が行う医療行為・医学研究並びにこれらに関する情報開示や利益相反等、職員から申請された計画の内容とその成果について審議し、意見を述べ指針を与える。

ただし、職員から申請がない場合においても、委員長が必要と認める場合は審査の対象とする。

(倫理委員会の設置)

第3条 前条の審査について必要な審議を行うため、当院に倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副院長
- 二 統括診療部長
- 二 臨床研究部長
- 三 医局長
- 四 事務部長
- 五 看護部長
- 六 各診療科部・医長
- 七 医師以外の職員 若干名
- 八 院外の学識経験者 若干名

2 委員の任命または委嘱は院長が行う。ただし、前項第7号及び8号の委員は、幹部会議の議を経て行う。

3 委員等の任期は2年（前項第7号及び8号以外の委員は在任期間とする。）とし再任を防げない。ただし、委員等に欠員を生じたときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、副院長をもって充てる。

5 委員長に支障があるときは、委員長が予め指名した委員がその職務を代行する。

(各種委員会の設置)

第5条 本委員会は、この規程に定める各事項を円滑に運用するため、小委員会及び各種専門委員会(治験審査委員会、脳死判定委員会等、以下「各種委員会」という。)を置くことができる。

2 各種委員会は、審査申請された事項について、専門的立場から審査を行い、各種委員会としての結論を出し、委員長に報告するものとする。

3 小委員会及び各種委員会の運営に必要な事項は別に定める。

(委員会の審議理念)

第6条 委員会が審議を行うにあたっては、第1条の目的に基づき、第2条に掲げる事項に関して医学的・倫理的・社会的な面から特に次の各号に掲げる倫理的観点に留意しながら調査・検討しなければならない。

一 医学研究及び医療行為の対象となる個人(以下「対象者」という。)の人権の擁護。

二 対象者への説明、理解と同意。

三 医学研究及び医療行為によって生じる対象者の利益と不利益(危険性を含む)

四 医学的貢献度の予測。

五 研究者の利益相反(COI)

2 前項第五号については、「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」(平成20年3月31日科発第0331001号厚生科学課長決定)等に基づき審議するものとする。

(審査の申請)

第7条 審査を申請しようとする者は、申請書(様式1)に必要な事項を記入し、委員長に提出しなければならない。ただし、緊急の場合であって、かつ、あらかじめ審査結果が明確に推定できると委員長が判断する場合については、この限りではない。

(委員会の開催及び議事)

第8条 委員会は、前条に基づく申請があった場合及び委員長が必要と認めた場合に、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ第4条第1項第8号の委員1名以上の出席により開催するものとする。

3 委員会は、審議するにあたって申請者の出席を求め、申請内容等の説明を受け、また、必要な場合は参考人の出席を求め、その意見を徴することができる。

4 委員が申請者である場合は、その委員は審議及び採決に加わることはできない。

5 委員会は原則として非公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は公開するこ

とができる。

(委員会の判定)

第9条 委員会の判定は、出席者全員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、記名投票により3分の2以上の合意をもって判定することができる。

2 第7条ただし書きの場合、委員長は第4条第1項第7号及び8号以外の委員と協議して判断することができる。この場合、事後の委員会に速やかに申請書を提出させ報告しなければならない。

3 判定は、次の各号に掲げる表示による。

- 一 承認
- 二 条件付承認
- 三 不承認
- 四 非該当
- 五 継続審査

(判定の通知)

第10条 委員長は、委員会の判定を審査結果通知書(様式2)により、申請者に速やかに通知しなければならない。

2 前項の通知を行うにあたっては、審査の判定が、前条第3項第2号から第5号である場合には、その理由等を記載しなければならない。

(委員会審議の記録)

第11条 委員長は、委員会の審議経過及び試験計画等の記録を保存しなければならない。

(庶務)

第12条 この委員会に関する記録は、管理課長が行う

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、委員会が定める。

2 この規程の改正は、出席委員4分の3以上の同意を得て行うことができる。

附 則

この規程は、平成13年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 7月 1日から施行する。

様式1

※受付番号 _____

倫理委員会審査申請書

平成 年 月 日

熊本再春荘病院倫理委員会委員長 殿

(申請者)

所属・職名 _____

氏 名 _____

1 審査申請課題

2 研究責任者

所属

職名

3 研究分担者

所属

職名

4 研究等の概要

5 研究等の対象及び実施場所

6 研究等における倫理的配慮について

(1) 研究等の対象とする個人の人権擁護

(2) 研究等の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法

(3) 研究等によって生じる個人への利益及び不利益並びに危険性

7 医学からみた客観的意義

8 その他

(注意事項) 1 審査対象となる実施計画書を添付すること。

2 ※印は記入しないこと。

様式2

倫理委員会審査結果通知書

平成 年 月 日

(申請者) 殿

熊本再春荘病院倫理委員会委員長

受付番号

課題

研究責任者

所属

職名

さきに申請のあった上記課題にかかる実施計画書を、平成 年 月 日の
委員会で審査し、下記のとおり判断したので通知する。

記

(判定) 承認 条件承認 不承認 非該当 継続審査

(理由又は勧告)